

府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会の会議の公開等について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（1）他の法令等に特別の定めがある場合

（2）不開示情報に該当する事項を審議する場合

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議録の作成及び公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

3 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、事前に広報紙等で会議日程及び傍聴について掲載する。

4 傍聴人数の制限

傍聴人数は10人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議ごとに人数を決定する。また、申込みは前日までに必要とする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（資料3－2）を確認したうえで、指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、資料が多量の場合等は会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。